

参 考

1 調査の概要

1.1 調査の目的と意義

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく指定統計（指定統計第7号）で、東京都における、賃金、出勤日数、労働時間及び雇用についての毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

1.2 調査の対象

本調査の産業分類は、日本標準産業分類(平成14年総務省告示第139号)に定める鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）を大分類としています。

常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び官営の全事業所の中から、産業及び規模ごとに抽出し、厚生労働大臣が指定した約3,300事業所を対象に調査したものです。

1.3 調査の期間と方法

調査の期間は1ヵ月単位、調査期日は毎月末日（又は最終給与締切日前1ヵ月）です。

調査方法は、30人以上の規模の事業所（第一種事業所）については郵送調査かインターネットを活用した毎勤オンラインシステムで行い、5人～29人の規模の事業所（第二種事業所）は、統計調査員による調査票の収集または毎勤オンラインシステムによって調査票データを収集したものです。

2 用語の定義

2.1 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額で、支給方法が口座振込みであるかを問いません。また、退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれません。

2.1.1 現金給与総額

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額をいいます。

2.1.1.1 きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、

算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含みます。

2.1.1.2 所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のものをいいます。

2.1.1.3 所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をさします。

2.1.1.4 特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものです。

夏冬の賞与、期末手当等の一時金

支給事由の発生が不定期なもの

3ヵ月を超える期間で算定される手当等(6ヵ月分支払われる通勤手当等)

いわゆるベースアップの差額追給分

2.2 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数です。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれます。また、有給休暇取得分も除かれます。

2.2.1 総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計です。

2.2.1.1 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことです。

2.2.1.2 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことです。

2.2.1.3 出勤日数

業務のため実際に出勤した日数です。1時間でも就業すれば1出勤日となります。

2.3 常用労働者

事業所に雇用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、

期間を定めずに、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者

日々又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期

の前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者

のいずれかに該当する人を常用労働者といいます。

常用労働者数は、母集団推計比率によって算出した推計数です。

2.4 一般労働者

常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者をいいます。

2.5 パートタイム労働者

常用労働者のうち、

1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者

1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

のいずれかに該当する者をパートタイム労働者といいます。

2.6 労働異動率

雇用の流動状況を示す指標としての労働異動率は、次の算式によって作成しています。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

なお、この入・離職率は事業所間の流動状況を示すものであり、単に新規の入・離職者のみならず、同一企業内の転勤者が含まれています。

3 留意事項

3.1 標本抽出方法等

この調査は、総務省統計局が行った「事業所・企業統計調査」に基づく「事業所・企業名簿」を母集団とした標本調査です。

30人以上の事業所（第一種事業所）は、平成13年「事業所・企業統計調査」の結果を用いて全事業所のリストを作成したうえで、これを産業及び規模別に区分けして、その区分けごとに調査事業所を抽出しました。

5～29人の事業所（第二種事業所）は、平成13年事業所・企業統計調査から毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した162区について、5～29人の規模の事業所の名簿を作成し、産業ごとに調査事業所を抽出するという二段抽出方法によったものです。

3.2 年平均

3.2.1 実数

各月の実数（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均については、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出しています。

3.2.1 指数

指数の年平均については、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出しています。

3.3 指数の目的

毎月勤労統計調査では、雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成しています。

3.3.1 指数の算式

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

毎月勤労統計では、前年同月比等の増減率は指数に基づき算出することとされています。

3.3.2 実質賃金指数の算式

実質賃金指数を次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の(名目)賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数}} \times 100$$

各月の消費者物価指数とは、各月の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)です。

3.3.3 時系列比較の注意事項

毎月勤労統計では、概ね3年ごとに規模30人以上の第一種事業所の交替を実施します（「抽出替え」といいます）。

抽出替えを実施した際は、調査対象事業所が入れ替わったことにより統計数値にギャップが発生しますが、発生したギャップを数値化して過去に遡って指数を改訂しています。従って、統計数値の時系列比較をする際には、指数を用いてください。

3.3.4 指数の基準時

現在の指数の基準時は、平成17年（2005年）です。

3.4 指数の改訂

指数は、

基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）

30人以上規模事業所（以下「第一種事業所」という。）の抽出替えに伴う改訂

というふたつの事由により過去に遡って改訂します。

3.4.1 基準時更新

指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことで、5年ごとに行うものです（昭和56年3月20日統計審議会答申に基づく）。この基準時更新では、作成している指数の全期間にわたって改訂を行います。ただし、実質賃金指数を除き、増減率は改訂しません。

3.4.2 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

本調査では、定期的に、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入れ替え）を行ってきており、調査結果に時系列的なギャップが生じるおそれがあります。このため、修正する処理を適宜行うことでより正確な時系列比較を行うことが可能と考えられるときは、指数を修正することとしています。この修正を通常、ギャップ修正と呼んでおり、原則として、第一種事業所の抽出替えに併せて実施しています。

第一種事業所の抽出替え月に、旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果により過去に遡って指数を修正しています。

なお、指数を作成していない夏季・年末賞与の増減率についても、同様に、ギャップの調整計算を行っていますが、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行わないこととしています。そのため、公表されている対前年比と実数から計算した対前年比は必ずしも一致しませんので、時系列比較をする際には注意してください。また、パートタイム労働者比率及び入・離職率はギャップ修正を行なっていません。

3.5 賞与の表示について

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般にボーナスと呼ばれている給与のことです。夏季賞与の場合は、年報該当年の6月～8月、冬季賞与の場合は該当年の11月～翌年1月に限定し、それぞれこの3か月分の調査項目の「賞与」をもとに集計しています。

「支給労働者1人平均支給額」は、賞与を支給した事業所における常用労働者1人当たりの平均賞与支給額です。「支給事業所数割合」は、賞与を支給した事業所数を全事業所数で除した値です。「支給労働者数割合」は、賞与を支給した事業所の全常用労働者数を全常用労働者数で除した値です。「平均支給月数」は、賞与を支給した各事業所における賞与の所定内給与に対する割合を単純平均したものです。

3.6 増減率の算出にあたって

毎月勤労統計では、対前年比の算出は指数によることとされています。そのため、指数表のない項目については、対前年比の表記をしていません。実数を用いて対前年比などの増減率の算出を行う場合は、概ね3年毎に行われる抽出替え（第一種調査対象の更新）によるギャップが発生しますので、ご注意ください。